

鳥取縣公報

昭和二十三年九月二十四日
第一千九百四十六號
金曜日

告示

◇鳥取縣告示第四百六十二號
兒童福祉法第七十條により兒童福祉施設として次のよう
に認可した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

兒童福祉施設

種別	經營主体	施設の長	所在地	定員
助産施設	私立鳥取産院	古河善録	鳥取市西町三八〇番地	一五

住所 氏名

木材業
製材業の別

材種

登録番号
年月日

營業所工場の位置

米子市加茂町二丁目六

三鏝坑木株式会社
米子出張所

木材業

鳥取縣23受林
第二六三三二号

昭和二十三年九月六日

米子市博勞町三丁目一五九

鳥取市栗谷町一〇ノ一

満蒙引揚者厚生組合

同

同二六三三三号

住所に同じ

◇鳥取縣告示第四百六十三號
木材業者及び製材業者登録規則第四條により次のように
鳥取縣製材業の登録をした。
昭和二十三年九月二十四日
鳥取縣知事 西尾愛治

日野郡日野上村宮内六六八	株式会社入澤林業	同	同二六三四号	同	西伯郡境町花町二〇五
鳥根縣能義郡島田村黒井田七	畑山 博	同	同二六三五号	同	同逢坂村下市字清水谷 二、五二一
米子市東町八七	榑田徳之助	同	同二六三六号	同	住所に同じ
同角盤町一丁目一二二	永海 齊	同	同二六三七号	同	同
西伯郡境町濱の町六〇	大澤章二	同	同二六三八号	同	同
同光徳村倉谷五一	倉谷農業作業共同組 合代表者林原長兵衛	製材業	同二六三九号	同	同光徳村倉谷五九九
同境町濱ノ町六〇	大澤章二	同	同二六四〇号	同	住所に同じ
神戸市灘区都通五丁目一七	下村祐三	木材業	同二六四一号	同	日野郡根雨町根雨一二五
日野郡石見村下石見八三八	相見松太郎	同	同二六四二号	同	住所に同じ
八頭郡智頭町智頭二〇七〇	木綿屋木材株式会社	同	同二六四三号	同	同
同用瀬町別府二八〇	株式会社岸田商店	同	同二六四四号	同	同
東伯郡倉吉町東町四四〇ノ三	日新林業株式会社	同	同二六四五号	同	東伯郡竹田村下西谷四二八
同倉吉町瀬崎町二、〇四〇	桑原義則	同	同二六四六号	同	住所に同じ
同東町四四〇ノ三	日新林業株式会社	製材業	同二六四七号	同	東伯郡竹田村下西谷四二八
同越中町一、五六七	共榮木材工業株式会社	同	同二六四八号	同	同小鴨村岡田一六ノ一
八頭郡智頭町智頭二〇七〇	木綿屋木材株式会社	同	同二六四九号	同	同上二、〇九〇
同散枝村佐貫一、二七二	中山時雄	木材業	同二六五〇号	同	住所に同じ

鳥取縣告示第四百六十四號

東伯地方事務所管内において縣稅檢査章を次の通り交付した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事	西	尾	愛	治	
区分	番号	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査	一六一	昭和二十三年九月十六日	東伯郡高城村役場	書記	杉本 稔

鳥取縣告示第四百六十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事	西	尾	愛	治
一 建築主の住所氏名	米子市車尾二二番地			
一 建築物の位置	米子市車尾字倉敷一二五六番地	西	山	きよゑ
一 用途	住宅			
一 構造	木造	瓦葺	平家建	

一 同 規模 建築面積 四九、七五四平方
米 突出する部分二八、八四八同

一 許可條件
一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施までとする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること。

一、この建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

鳥取縣告示第四百六十六號

昭和二十三年九月十一日九月定例縣議会の議決を経た昭和二十三年度鳥取縣歳入歳出予算は次の通りである。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事	西	尾	愛	治
昭和二十三年度鳥取縣歳入歳出追加予算				

1 縣稅	1 獨立稅	500,000
	8 地方附稅	2,074,070
入合計	出	2,574,070
5 教育費	26 教育委員公設圖書費	170,000
14 養老費		2,404,070
歳出合計	5 教育委員圖書費	2,574,070

鳥取縣告示第四百六十七號

農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の区域 任免年月日

藤田 梅重 稻垣 清治 岩美郡津ノ井村 昭和二十三年八月二日

鎌谷 廣治	沖田満壽雄	八頭郡船岡村	同七月二十四日
木島 孝明	橋本 梅藏	同	同
山根 久夫	山根 義明	同丹比村	同三十日
藪田 政幸	金森 武夫	同	同
上田 忠藏	多内 忠藏	同	同九月二日
谷本 則正	森内 正明	氣高郡神戸村	同七月三十一日
村上 澄男	森本 悟	同	同
武田 宏	森下 忠昭	同	同
山下 政美	尾崎 勳夫	同	同
新 竹茂	山田 雄一	同	同
猪口 実	猪口 忠弘	同	同
小林 寛	小山 昇	同	同
有田 寛治	有田 博満	同	同
北山 平吾	有田 儀正	同	同
徳永 偉佐男	徳永 忠	氣高郡明治村	同八月二十五日
加藤 範正	武安 清	同	同
松浦 保榮	谷口 友藏	同	同
坂口 仁一郎	坂口 傳三郎	同	同

民井 一郎	稻村 勇造	同
加藤 壽隆	新設区	同
小松 宇太郎	河原 仙藏	同東郷村
内田 正男	小谷 政一	同
株本 猛夫	谷口 秀治	同
山本 一	山本 義雄	同
十九百嘉孝	福田 豊厚	同
森井喜久雄	徳安 恵治	同末恒村
竹本 頼夫	森井源太郎	同
小柴 末治	安治 肇	同
田中 弘	麻木 善一	同
山中 重夫	三谷 正二	同寶木村
恩田伊佐男	石井 重雄	同勝谷村
田村 繁	新設区	同
石田 久雄	福井 深	同東伯郡舍人村
補 豊	谷脇 太郎	同
下田 一雄	池口 幸吉	同
入江 政美	田中 久一	同以西村

椎本 馨	那須 健一	同
杉永 勇	新設区	同
大田 勝晴	牧田 一郎	同小鴨村
渡辺 典	井澤 賢	同
中村 照実	中野 元位	同
岡本 勇	福澤 昇	同
西村 忠雄	白水喜代藏	同
前田 勉	石村 兼孝	同
西谷 芳秋	西谷 角一	同上北條村
直 敏雄	徳田憲太郎	同
伊東 公	伊東 吉範	同
東 浩	佃 孝行	同
河本 好雄	越野壽太郎	同下北條村
坂本 和夫	山根 文吉	同
田辺 馨	山崎 祥雄	同大誠村
陶山 仲吉	井上 正典	同
角 積	富田 励二	同西伯郡湟江町
佐々木安祥	田内 常稔	同彦名村

01040

高砂 亮 新設区 同 同	鳥取市東品治町六一番地ノ一 鳥取縣木材林産組合連合会
渡辺 明光 松田 盛治 同大山村 同三十一日	同吉方二九七番地ノ一 鳥取縣林産燃料株式会社
伊澤 起登 伊澤 元藏 同 同八月二十一日	同吉方八〇八番地 鳥取縣森林組合連合会
地頭 照久 秋本 雅佳 同 同	同東品治町一九番地ノ五 鳥取縣販売農業協同組合連合会
森田 衛 林原 岩吉 同 同	二、普通薪の指定申請者
村上 鹿夫 村上惣四郎 同 同	住 所 氏 名
山根 貴成 山根 鶴二 同 同	鳥取市東品治町六一番地ノ一 鳥取縣木材林産組合連合会
小原 收 川田 正徳 同 同	同吉方二九七番地ノ一 鳥取縣林産燃料株式会社
矢田 良造 大内 義道 同 同七月三十一日	同吉方八〇八番地 鳥取縣森林組合連合会
遠藤 裕 酒嶋 恒 同 同八月二十一日	同東品治町一九番地ノ五 鳥取縣販売農業協同組合連合会
美谷 晴夫 美柑 竹市 同 同七月三十一日	三、瓦斯用薪の指定申請者
青砥久三雄 森 秋男 同夜見村 同八月四日	住 所 氏 名
<p>○鳥取縣告示第四百六十八號</p> <p>鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則第六條第一項によつて届け出た指定申請者の住所及び氏名を次のように公表する。</p> <p>昭和二十三年九月二十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治</p>	
<p>一、木炭の指定申請者</p> <p>鳥取市吉方二九七番地ノ一 鳥取縣林産燃料株式会社</p> <p>同吉方八〇八番地 鳥取縣森林組合連合会</p> <p>同東品治町一九番地ノ五 鳥取縣販売農業協同組合連合会</p> <p>二、普通薪の指定申請者</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>鳥取市東品治町六一番地ノ一 鳥取縣木材林産組合連合会</p> <p>同吉方二九七番地ノ一 鳥取縣林産燃料株式会社</p> <p>同吉方八〇八番地 鳥取縣森林組合連合会</p> <p>同東品治町一九番地ノ五 鳥取縣販売農業協同組合連合会</p> <p>三、瓦斯用薪の指定申請者</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>鳥取市吉方二九七番地ノ一 鳥取縣林産燃料株式会社</p> <p>同吉方八〇八番地 鳥取縣森林組合連合会</p> <p>同東品治町一九番地ノ五 鳥取縣販売農業協同組合連合会</p> <p>○鳥取縣告示第四百六十九號</p> <p>鳥取縣アンゴラ種兎場指定要綱を次のように定める。</p>	

01041

<p>昭和二十三年九月二十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治</p> <p>アンゴラ種兎場指定要綱</p> <p>一、重要輸出物資であるアンゴラ兎毛の増産を圖るためこの要綱により縣は毎年優良アンゴラ種兎場を指定し純粹種兎を計画的に増殖配布しようとするものである。</p> <p>二、種兎場の選定は英、佛、蘭系の別を問はず純粹アンゴラ種で成牡兎一頭成牝兎三頭以上を常時飼育する個人又は團體の中から十五ヶ所以内で指定するものとする。</p> <p>三、指定を受けようとするものは第一号様式の指定申請書を地方事務所を経て縣に提出しなければならない。</p> <p>前項の申請書の提出があつたとき縣は種兎検査を施行し合格したものに對しては第二号様式の指定証を交付するものとする。</p> <p>四、指定された種兎場は飼料配給その他必要資材の配給あつたを受けるものとする。</p> <p>五、生産仔兎は縣と協議の上配布し兎毛は別に定める指</p>	
<p>定集荷人に集荷させるものとする。</p> <p>第一号様式</p> <p>アンゴラ種兎指定申請書</p> <p>所在地 管理者</p> <p>一、性別年令別飼育頭数</p> <p>一、耕作農地反別</p> <p>一、今年度仔兎生産見込頭数</p> <p>一、系頭並びに入手経路</p> <p>右アンゴラ種兎場指定要綱により申請致しますから御検査の上御指定願います。</p> <p>年 月 日 右 氏 名</p> <p>鳥取縣知事西尾愛治殿</p> <p>第二号様式</p> <p>アンゴラ種兎場指定証</p> <p>所在地 管理者</p>	

右は昭和 年度鳥取縣アゾゴラ種兎場指定された
ることを証する。

年 月 日 鳥 取 縣 團

鳥取縣告示第四百七十號

國民健康保險組合の事業を行つていた次の法人に対し組
合事業の代行廃止を許可した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業会の事業代行廃止

(一) 1、事業を廃止した法人名及び所在地

法人名 旭村農業会

所在地 東伯郡旭村大字本泉三七一番地

2、廃止許可の年月日 昭和二十三年 月 日

(二) 1、事業を廃止した法人名及び所在地

法人名 古布庄村農業会

所在地 東伯郡古布庄村三六五番地

2、廃止許可の年月日 昭和二十三年 月 日

鳥取縣告示第四百七十一號
國民健康保險組合の事業を行う次の法人に対し組合代行
事業を許可した。

昭和二十三年九月二十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業協同組合の事業代行

1、設立した代行法人の名称及び事務所の所在地

代行法人の名称 旭村農業協同組合

事務所の所在地 東伯郡旭村大字本泉三七一番地

2、事業代行許可の年月日 昭和二十三年 月 日

正 誤

昭和二十三年九月七日鳥取縣公報第一九四一號発行鳥取
縣告示第四百二十七号中第一最低生活費の基準は左によ
る。(一) 居宅扶助の場合の月額表中二人の欄「一、五
〇三元」を「一、五〇五元」に、七人の欄「三、一四〇
円」を「三、七四〇円」に、第二生活扶助のため支出し
得る費用は左による。(二)「居宅扶助の月額を」「居
宅扶助の場合の月額」に、同上表中「四三五円」を「四
二五円」に、同上(三)「三行目「範圍内」について知事の
を「範圍内」については知事の」に、同上備考三行目「増
減のある日においては」を「増減のある月においては」
に、第三医療のため支出する費用は左による項中三行目
「組合の事業を」を「組合又は國民健康保險組合の事業
を」に正誤する。

昭和二十三年九月二十四日
鳥取縣公報

鳥取縣公報

鳥取縣公報

鳥取縣公報